

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	沼津市立看護専門学校
設置者名	沼津市

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程 (3年課程)	看護学科	夜・通信	108 単位	9 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

シラバスに授業科目の担当講師・単位数・授業時数を掲載し、学生に配布している。
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	沼津市立看護専門学校
設置者名	沼津市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	沼津市立看護専門学校に係る教育活動及び学校運営について、自己点検・自己評価を行った結果を踏まえて、外部委員から意見を聴取し、今後の教育活動及び学校運営の向上を図る。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
沼津市元副市長	2025. 4. 1 ～ 2027. 3. 31	学識経験者 沼津市元副市長
国立行政法人国立高等専門学校機構 沼津工業高等専門学校 名誉教授	2025. 4. 1 ～ 2027. 3. 31	学識経験者 本校非常勤講師
沼津市立病院職員	2025. 4. 1 ～ 2027. 3. 31	学識経験者 実習・就職先の病院関係者 本校非常勤講師
沼津市立看護専門学校 卒業生	2025. 4. 1 ～ 2027. 3. 31	本校卒業生
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	沼津市立看護専門学校
設置者名	沼津市

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
・シラバスに科目名、単位数、時間数、担当講師名、科目のねらい(到達目標)、授業方法及び内容、評価方法を明記している。 ・実習要項には、科目名、実習目標、実習内容、実習方法、実習評価基準を記載している。 ・シラバス及び実習要項は、年度当初に学生及び教職員に配布している。	
授業計画書の公表方法	シラバス
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
・授業科目の評価方法は、シラバスに科目ごとに記載している。 ・実習授業科目の評価は、ルーブリック評価表を作成し実習要項に載せている。	
履修科目の成績に関しては、	
・学科試験は授業科目ごとに授業時間数の 2/3 以上出席した者に、実習評価は授業科目ごとに授業時間数の 4/5 以上出席した者に対して行う。 ・学科試験及び実習評価は、100 点を満点として点数化している。 ・試験結果から成績評定は、90～100 点を「S」、80～89 点を「A」、70～79 点を「B」、60～69 点を「C」、59 点以下を「D」とする。	
・履修に関する規程に基づき、認定会議を経て、校長が進級及び卒業を決定する。成績評定は S・A・B・C・D で標記し学校の学生支援システムで本人に通知する。 ・学籍簿に掲載する。	
・授業評価は、単元の講師ごとに終講後、学生による授業評価を行っている。授業評価結果および記載されたコメントを担当講師に伝え、授業の改善を図っている。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

単位認定要件

- ・各授業科目の、出席日数を満たし受験資格を得ている。
- ・各授業科目の評価は、100点満点で60点以上を合格とし、追試験の評価は、得点の8割をもって行う。

判定基準

判 定	評 価 (得点)	成績評定
合 格	90～100 点	S
	80～ 89 点	A
	70～ 79 点	B
	60～ 69 点	C
不合格	59 点以下	D

- ・年度末に、学年ごとに試験の得点の平均点で順位を出す。
- ・履修科目の100点満点で点数化された全科目の合計点の平均を算出し、60点未満、60点以上～70点未満、70点以上～80点未満、80点以上～90点未満、90点以上を指標の数値とし、各指標の数値の中に該当する学生の人数を示す。下位1/4に該当する人数及び下位1/4に該当する指標の数値を示す。
- ・単位認定会議規程に則り、年2回実施する単位認定会議において、科目ごとに得点の平均点を出し、全体の傾向を確認する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

学生便覧

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	
(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
本校のディプロマポリシー (1) 思いやりの心を持ち、人間をかけがえのない存在として捉えることができる。 (2) 自己と他者の違いを認め、相手を尊重した人間関係を築くための能力を身につけることができる。 (3) 想像的な思考力を持ち、倫理的判断・科学的根拠に基づいた、安全・安楽な看護実践ができる。 (4) 対象者を地域で生活する人と捉え、様々な場での看護がわかる。 (5) 社会情勢に関心を持ち、地域における看護の役割が捉えられる。 (6) 看護師として多職種との連携・協働の必要性が理解できる。 (7) 看護に対する責任とやりがいを持ち、自己の看護観を表現できる。 (8) 自己の課題を明確にし、主体的に学び続ける姿勢が持てる。 ・学則に定められた3年の修行年限を在籍し、別表（第7条・第21条関係）の108単位2985時間の授業科目を修得した者 ・欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えていない者 ・卒業認定会議規程に則り、卒業認定会議の審議を経て、校長が卒業を認定した者 ・上記が記載された学則及び卒業生像を学生便覧に掲載し配布している。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	学生便覧

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	沼津市立看護専門学校
設置者名	沼津市

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士		高度専門士	
医療関係		医療専門課程 （3年課程）	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2985 単位時間／108 単位	1729 単 位時間	147 単位 時間	990 単位 時間/ 29 単位	単位時 間/単位	119 単位 時間
			単位時間／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
90 人		78 人	0 人	11 人	98 人	109 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 科目名、単位数、時間数、担当講師名、科目のねらい（到達目標）、授業方法及び内容、進度表及び年間授業計画を記載したシラバスの冊子を作成、公表している。
成績評価の基準・方法
（概要） 学生便覧に記載している「履修に関する規程」にて評価基準を成文化している。 学科試験・レポート試験・実技試験の成績に基づいて成績評価を行うとともに、実習評価はルーブリック評価を取り入れ、実習終了後に行っている。

卒業・進級の認定基準
(概要) 履修した授業科目について単位認定会議で審議し、単位を習得した者に学年の進行を認めている。また、学則に規定している授業科目すべての単位を修得し、年間出席日数を満たした者に対して卒業認定会議の審議を経て、校長が卒業認定を行う。
学修支援等
(概要) 各学年に学習担当教員と生活担当教員を配置し、学生を支援している。学習上の支援では単位習得に関する学習面での支援、生活上の支援では、学生の生活背景や人間関係に関することなどからの精神面への支援等を行っている。また、各領域担当教員が領域別看護学に関わる学習面への支援や、国家試験担当教員が国家試験に関する学習面・精神面への支援を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
24 人 (100%)	0 人 (0%)	24 人 (100%)	0 人 (0%)
(主な就職、業界等) 沼津市立病院、静岡県東部地区の医療機関			
(就職指導内容) 地域貢献を視野に、教育体制の整った沼津市及び県東部地区の病院への就業を勧めている。2 年次より就職ガイダンスを行い、病院及びインターシップに関する案内を開始。3 年次には、病院面接・就職試験・国家試験に関して個別に指導を行う。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
83 人	8 人	9.64%
(中途退学の主な理由) 進路変更、成績不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担当教員の相談体制の整備、スクールカウンセラーの配置、必要に応じた個別指導の実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	0 円	144,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 沼津市立看護専門学校 ホームページ https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kango/index.htm		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
本校に係る教育活動及び学校運営について、自己点検・自己評価を行った結果を踏まえて、外部委員から意見を聴取し、今後の教育活動及び学校運営の向上を図る。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
沼津市元副市長	2025.4.1 ～ 2027.3.31	学識経験者 沼津市元副市長
国立行政法人国立高等専門学校機構 沼津工業高等専門学校 名誉教授	2025.4.1 ～ 2027.3.31	学識経験者 本校非常勤講師
沼津市立病院職員	2025.4.1 ～ 2027.3.31	学識経験者 実習・就職先の病院関係者 本校非常勤講師
沼津市立看護専門学校 卒業生	2025.4.1 ～ 2027.3.31	本校卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kango/school/hyoka.htm		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kango/school/hyoka.htm
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H122210000074
学校名（〇〇大学 等）	沼津市立看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	沼津市

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		－	－	－
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0）人
合計（年間）				－
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)&及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。